

議案第 93 号

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正 について

令和元年 9 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年前橋市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 2 項を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。
 - 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 法第 6 条の 3 第 1 2 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児又は幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 第 16 条第 2 項第 4 号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改める。
附則第 3 項中「5 年」を「10 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。